

埼玉県立草加西高等学校

いじめ防止等に関する基本方針

令和2年4月16日

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	1
第 2 いじめ早期発見への取組	1
第 3 いじめの早期解決への取組	1
第 4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	3
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第 7 年間行事予定	5

はじめに

埼玉県立草加西高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「いじめ防止等に関する基本方針」を策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 主体的に学校生活に取り組みせ、草加西高の生徒としての自覚を高めさせる。
- (2) 本校の校訓（正々堂々）を自分自身の問題として実践させ、自己指導力を高めさせる。
- (3) 一人一人の「よさ」を認め、伸ばし、人権を尊重する精神を育てる。
- (4) 授業や部活動、学校行事等のあらゆる教育活動を通じて、互いに認め合い助け合う心を育てる。
- (5) 授業改善や補習の充実を通じ、生徒の基礎学力向上と実力養成に努めると共に、主体的に学ぶ姿勢を涵養し、学習に対する達成感を持たせることで自尊感情を育む。
- (6) 生徒会活動等を通じた生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。
- (7) PTA活動を通じ、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、全職員が生徒のささいな変化に気づき、情報を共有することで早期のいじめ発見をするため、以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (2) 生徒指導部では、「生徒、保護者対象携帯電話アンケート調査」を年1回、「生徒対象いじめアンケート調査」を年3回実施する。
- (3) 教職員倫理確立委員会では、気軽に相談できる環境を整える。
- (4) 校内支援委員会が中心となり、発達障害等に関する研修会を実施し、生徒理解及び情報交換を行う。
- (5) 学年会、企画委員会、職員会議等での生徒情報の交換を行い、いじめの早期発見に努める。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、いじめが発見された場合、全職員が情報を共有し、速やかな対応により早期の解決を図るため、以下の取組を実践する。

- (1) いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするための調査を実施する。調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時・適切に情報提供する。
- (2) 課題を抱える生徒について、現状及び今後の指導方法について情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。その際、生徒指導主任、校内支援委員会が中心となり、スクールカウンセラー、該当年次・担任及び保護者と連携し対応する。

- (3) 共生教育推進委員会が中心となり、草加かがやき特別支援学校草加分校、当該年次・担任及び保護者と連携し対応する。
- (4) いじめ防止対策委員会が中心となり、関係各方面と連携を取りながら再発防止についての具体的手立てを講じる。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

【構成員】

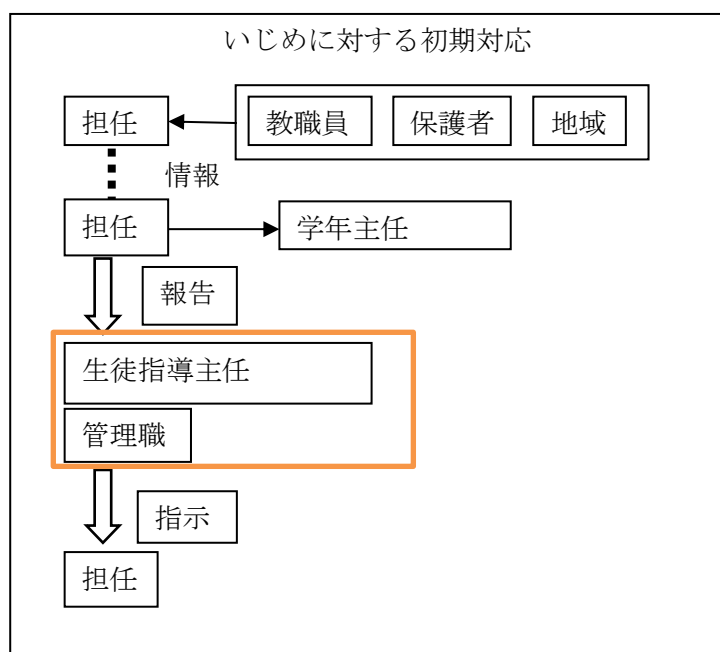
この会議の構成員は、管理職、主幹教諭、生徒指導部長、学年主任とし、個々の事案により、学級担任や部活動顧問及び養護教諭を交えて構成する。委員長は教頭、副委員長は生徒指導部長とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- (1) いじめ未然防止の推進等、「いじめ防止等に関する基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- (2) 教職員の共通理解と意識啓発のための働きかけを行う。
- (3) 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- (4) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約及び発見されたいじめ事案への対応。
- (5) 重大事態が生じた場合の対応。

【開催】

年3回開催する。但し、いじめ事案が発生した時は緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、いじめにより重大事態が発生した場合、次のように対応する。

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (1) 「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止等対策委員会において調査を実施する。調査結果については、いじめ防止対策推進法第28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。
- (2) 調査結果に基づき本校では、次のとおり全職員で再発防止に努める。
 - ア 生徒指導部と連携し、再発防止に向けて、生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
 - イ 教務部等と連携し、いじめの被害生徒を守るため、必要に応じて、学習面のサポートを実施する。
 - ウ 生徒指導部、校内支援委員会、共生教育推進委員会等と連携し、必要に応じて、カウンセラーや巡回支援員の派遣を県に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、他者と調和的に生きていくための社会的な能力育成との基本理念に基づき、生徒がインターネット上のいじめの加害者にも被害者にもならないよう、情報モラルの徹底を図る。

- (1) 新入生とその保護者に対し、入学説明会の段階から携帯電話利用に関する家庭内のルールづくりを提唱する。
- (2) 年度当初のLHRでインターネットにまつわるトラブル事例を紹介し、結果としてそれらが重大な問題を引き起こしている点に着目させる。
- (3) 携帯電話に関するアンケート調査を、生徒・保護者対象に実施する。

- (4) ネットいじめ防止に重点を置いた職員研修会を実施する。
- (5) 学校行事に先立ち、ネットいじめ未然防止の指導を必ず行う。
- (6) 授業「社会と情報」の中で、情報モラルについて取り上げ、徹底を図る。
- (7) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

第7 年間行事計画

	1年次	2年次	3年次
4月	○新入生ガイダンスでのいじめ防止指導（生指部・学年）	○年度当初LHRでのいじめ防止指導（生指部・学年）	
	○各学年、各分掌、各委員会における新年度いじめ防止等に関する基本方針の取組策定 ○「いじめ防止等に関する基本方針」策定、職員会議で共通理解を図る（企画委）		
5月	○体育祭・校外学習事前指導を通じた集団づくり（体育科・学年）		
	○公開授業を通じた授業改善（教務部）		
6月	○教職員対象のネットいじめ防止研修会（生指部・メ管部）		
	○教職員対象の特別支援教育の観点からのいじめ防止研修会（生指部・校支委・共教推委）		
	○生徒対象の特別支援教育の観点からのいじめ防止教育（共教推委）		
7月	○生徒対象いじめアンケート調査（いじめ防対委）		
	○いじめ防止対策委員会開催		
	○地域清掃（保環部）		
9月	○文化祭の指導を通じたネットモラル啓発及びいじめ未然防止の働きかけ（特活部・生指部）		
10月	○「いじめ防止に関する基本方針」中間評価・改善検討（い防対委）		
11月	○生徒、保護者対象携帯電話アンケート調査（生指部）		
	○生徒対象の特別支援教育の観点からのいじめ防止教育（共教推委）		
12月	○生徒対象いじめアンケート調査（い防対委）		
		○修学旅行指導を通じた集団づくり（学年）	
12月	○いじめ防止対策委員会開催		
	○非行防止講演会（生指部）		
1月	○地域清掃（保環部）		
	○生徒対象いじめアンケート調査（い防対委）		
1月	○いじめ防止対策委員会開催		
	○「いじめ防止等に関する基本方針」年間評価及び公表（い防対委）		
3月	○今年度の課題検討及び新年度に向けた取組検討（い防対委・企画委）		
	○薬物乱用防止教室（生指部）		